

令和5年度

めざす守口の教育

教育理念
基本方針
重点項目

夢



志

守口市教育委員会

－ 目 次 －

| | |
|--------------------------|----|
| めざす守口の教育（概要） | 1 |
| 1. 教育理念 | 2 |
| 2. 令和5年度 教育委員会の主要施策 | 3 |
| 3. 基本方針・重点項目 | |
| <u>基本方針1 命を守る</u> | |
| 重点項目 1 健康・体力づくりの充実 | 6 |
| 重点項目 2 安全・安心な環境づくりの推進 | 7 |
| <u>基本方針2 学力を伸ばす</u> | |
| 重点項目 3 授業改善の推進 | 8 |
| 重点項目 4 自学自習力の育成 | 9 |
| 重点項目 5 支援教育の充実 | 10 |
| <u>基本方針3 心を育てる</u> | |
| 重点項目 6 人権教育の充実 | 12 |
| 重点項目 7 道徳教育の充実 | 13 |
| 重点項目 8 生徒指導、キャリア教育の充実 | 13 |
| <u>基本方針4 学校力を高める</u> | |
| 重点項目 9 学校経営の改善 | 15 |
| 重点項目 10 教職員の資質向上・研修の充実 | 16 |
| <u>基本方針5 生涯学べる社会をつくる</u> | |
| 重点項目 11 社会教育の振興 | 17 |

添付資料

- 大学・スポーツ団体・企業・市民団体・NPOとの連携
- 守口市学力向上プラン

概要版

「めざす守口の教育」では、守口市が掲げる教育理念を実現するために、守口市教育委員会が、当該年度に取り組む基本方針、重点項目を設定した教育方針を示しています。

策定にあたっては、守口市総合基本計画、守口市教育大綱等を踏まえつつ、令和5年度も引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大や Society5.0 時代の到来による急激な社会の変化に適切に対応することを重点としております。

<教育理念>

『郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際社会で主体的に行動する人の育成』

学校・家庭・地域がつながる小中一貫教育

基本方針1 命を守る

「1 健康・体力づくりの充実」では、学校教育全体を通じた、健康の保持・増進及び体力の向上に向けた取組みを示しています。加えて、「2 安全・安心な環境づくりの推進」では、感染症対策を含めた、安全・安心な教育活動の充実にかかる取組みを示しています。

基本方針2 学力を伸ばす

誰一人取り残さず、すべての児童生徒の確かな学びを保障するため、学力向上プランで2本の柱として示している「3 授業改善の推進」と「4 自学自習力の育成」に「学習規律と言語能力の育成」の内容を踏まえた取組みを示しています。加えて、「5 支援教育の充実」では、個に応じたきめ細やかな指導について示しています。

基本方針3 心を育てる

「6 人権教育の充実」「7 道徳教育の充実」に教育活動全体を通して推進する取組みを示しています。加えて、「8 生徒指導・キャリア教育の充実」では、集団や社会の一員として自己表現を図っていく大人へ育つよう促す、キャリア教育の視点を持って生徒指導にあたることを示しています。

基本方針4 学校力を高める

「9 学校経営の改善」では、中学校区教育の視点をもって、学校経営改善の取組みを示すとともに、ICT環境を活用した取組みを示しています。「10 教職員の資質向上・研修の充実」では、学び続ける教職員の育成及び教育公務員としての法令遵守について示しています。

基本方針5 生涯学べる社会をつくる

「11 社会教育の振興」では、市立図書館を核とした、市民の「集い・学び・交流する」社会教育の充実にかかる取組みを示しています。

学校間連携を軸とする一貫した中学校区教育

学校

連携

認定こども園等

家庭
地域

育ちを支える教育コミュニティづくり

1. 教育理念

『郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際社会で主体的に行動する人の育成』

市教育委員会は、『郷土を誇りに思い※1、夢と志をもって※2、国際社会で主体的に行動する※3人の育成』の教育理念のもと、社会が急激に変化していく時代において、社会教育関係部局と連携し、学校教育・社会教育が一体となり、学校・家庭・地域の教育力を高め、「生きる力」と「生涯学び続ける人」の育成をめざし、守口の教育を推進します。

学校・家庭・地域がつながる小中一貫教育

市の教育理念を効果的に実現させるため、小中一貫教育及び学校運営協議会制度を導入しています。

本市のめざす小中一貫教育は、学校・家庭・地域が、義務教育9年間を見通した「めざす子ども像」を掲げ、共に手を携えながら中学校区が一体となつてすすめていく教育活動です。すべての中学校区及び義務教育学校※4に設置している学校運営協議会※5で、学校・家庭・地域が、9年間の学びと育ちのつながりを意識し、子どもの視点に立って、学校運営やその運営に必要な支援について話し合いながら、教育活動の質の向上に取り組みます。

学校では、就学前から義務教育修了までの教育を円滑に接続し、学ぶ意欲や学力の向上、たくましく生きるための健康や体力の向上、いじめを許さないなど豊かな心の教育の充実に取り組みます。あらゆる教科等の学習において体験活動を大切にしつつ、ICTを効果的に活用し、子ども達が未来社会を切り拓くための資質・能力を育成します。

家庭・地域では、学校とスクラムを組んで、子どもの成長に関わり、健やかな学びと育ちを支える教育コミュニティづくりをすすめます。さまざまな人が共に子どもの教育のために力を出し合い、継続して子どもに関わる組織づくりや活動のネットワーク化により、人と人、人と社会をつなぐ地域社会づくりをすすめます。

子ども達一人ひとりが、自分の良さや可能性を信じ、多様な人々と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、コミュニティ・スクール※6を基盤として、「学校間連携を軸とする一貫した中学校区教育」と「育ちを支える教育コミュニティづくり」の関連を図りながら、学校・家庭・地域がつながる小中一貫教育を推進します。

なお、5つの基本方針をもとに、11の重点項目を中・短期的課題ととらえ、さらに今年度具体的に取り組む内容を、重点項目ごとにわかりやすく簡潔に示しました。

- ※1【郷土を誇りに思い】：自然や歴史、伝統、文化など郷土のよさに触れることで地域の魅力を見つめ直し、地域の一員であることの自覚を深め、地域においてさまざまな活躍ができること。
- ※2【夢と志をもって】：自分のやりたいことを見つけ、夢や志をもって、自らの人生を切り拓いていくために、目標をもち、その実現に向かってやり抜こうとする意志や、よりよい社会を作ろうとする意欲をもつこと。
- ※3【国際社会で主体的に行動する】：グローバル化が急速に進展する社会の中で、異なる文化を理解するとともに、伝統文化など日本のよさや自分の考えを伝えるコミュニケーション能力を発揮し、人とつながり協力して、未知の状況に対して主体的に行動できること。
- ※4【義務教育学校】：学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成28年4月1日施行）」により規定された新たな学校の種類であり、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う。本市ではさつき学園が当たる。
- ※5【学校運営協議会】：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の第1項で規定される学校の運営に関して協議する機関。主な役割として学校運営の基本方針の承認や学校運営について意見を述べる等が法律で定められている。
- ※6【コミュニティ・スクール】：学校運営協議会を設置した学校のことで、本市では中学校区に1つの協議会を設置することとしている。PTAや地域団体の代表等が委員となり、学校運営や学校支援活動について話し合う。

2. 令和5年度 教育委員会の主要施策

以下の3つの視点を持ち、「第2次教育大綱」（令和3～7年度）に基づき、主要施策をもとに社会教育関係部局との連携を図りながら、学校教育と社会教育が一体となり、学校力を高め、学校間連携を軸とする一貫した中学校区教育を展開し、地域に根ざした学校づくりをすすめます。また、学校を支える教育コミュニティづくりのため、学びとくずなを深め、地域力が育つまちをめざし、市民の多様な学習活動への支援を図り、生涯学ぶことのできる地域社会づくりをすすめます。特に、教育の情報化をはじめ、感染症対策、学びの保障、心のケア、差別・偏見・いじめの防止などについて、各施策を横断して取り組みます。

連携・協働・信頼

【連携の視点】

- ◎市長部局との連携を密にし、教育行政を展開します。
- ◎教育に関する包括的な協定を結んだ大学並びに地元企業等と連携し、国際化・情報化など、社会の進展に対応した教育をすすめます。

【協働の視点】

- ◎学校訪問などを通して、教育課題を把握し教育行政に反映します。
- ◎子どもを核とし、学校・家庭・地域が協働して「地域とともにある学校づくり」をめざします。

【信頼の視点】

- ◎教育委員会活動の点検・評価を行い、結果を公表するとともに次年度以降の教育行政に反映します。
- ◎教育委員会の取り組みをはじめ、学校の情報等を幅広く広報もりぐちやホームページ並びにリーフレット等で発信します。

主要施策

□学力向上の取り組みの推進

誰一人取り残さず、すべての児童生徒の確かな学びを保障し、これからの社会に必要な資質・能力を育成するため、「学力向上プラン」に基づいた授業改善と自学自習力の育成を、学校と教育委員会が連携しながら組織的に推進します。そのため、「市費教員」の配置によって全校に位置付けた「学力向上推進教員」を対象とした会議の定期開催や研究指定校の授業公開等を積極的に行い、効果的な事例の共有や分析の充実を図りつつ、一人一人の児童生徒に合った学びを各学校が創意工夫し、着実に推し進めます。また、全小・中学校等において民間活力を活用した「土曜日学習会」を実施し、児童生徒の学習意欲の向上と家庭学習習慣の定着に取り組みます。

□ ICTを活用した教育の質的向上

Society5.0時代を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育成するために、「学習用タブレット端末」を日常的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図りつつ、誰一人取り残すことのない学びを実現します。遠隔・オンライン教育やデジタル教科書・教材活用の推進のため、インターネットや教育ソフト等の最適な環境を整備します。また、学習履歴（スタディ・ログ）等の教育データの蓄積・分析・利活用のため、CBT システム（MEXCBT）や学習 e ポータルの利用について研究し学校を支援します。加えて、ICTを活用した校務のさらなる効率化や、保護者・地域とのコミュニケーションの促進等、教育のデジタルトランスフォーメーションに取り組み、教育の質の向上を図ります。

※【教育のデジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation：DX）】：子どもの力を最大限引き出すために、デジタル技術をデフォルト（通常）として活用し、より効果的な教育を実現すること。

□ 相談支援等体制の充実・連携

児童生徒を取り巻く環境が多く変化する中、身体的、精神的、情緒的に安定・健康な状態を維持できるよう不登校を含め様々な課題を抱える児童生徒に対する相談体制として、「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」の配置や SNS 等を活用した教育相談を実施します。また、これらの課題解決に向け、地域においても専門的な機関へのつなぎ役としてコミュニティセンターの活用を検討するなど相談体制の充実を図ります。

□ コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育の推進

中学校区及び義務教育学校を単位として、系統的な教育課程の編成や合同授業研究会の開催等を通じて指導の一貫性の確保を図りつつ、「学校運営協議会」を核に学校・家庭・地域の協働体制を構築し、義務教育9年間を見通した「めざす子ども像」の実現に向け、教育課程の改善や学校支援活動の活性化に取り組みます。今後は、中学校区等で教科等を横断した学習指導に関する工夫や学習指導及び指導体制、学校運営の各面で改善されるよう「守口市小中一貫教育推進の手引き」の改訂に取り組みます。

□ より良い教育環境に向けた学校施設の計画的な整備

「守口市新しい学校・園づくり審議会」答申（令和4年3月）を踏まえ、教育環境の向上を目指し、令和5年度においては、小・中学校及び義務教育学校の「屋内運動場の空調設置とLED化」の設計及び設置工事を行います。

併せて、「守口市学校規模等適正化基本方針（改訂版）」（令和4年8月）に基づき、教室不足が見込まれる守口小学校の校舎整備の設計とともに、八雲中学校区における義務教育学校の設置に向け、令和6年度から下島小学校と統合する八雲小学校の教室環境整備や義務教育学校整備の設計者の選定について、取組みます。

□ 安全・安心な学校給食への取り組み

物資納入業者の衛生状況等の確認、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理など、あらゆる段階での衛生管理を徹底するとともに、異物混入が発生した際には学校と教育委員会が連携し、令和4年8月に策定した「異物混入対応マニュアル」に基づき、児童生徒の安全を最優先した迅速かつ的確な対応を行います。また、教育委員会ホームページ等を通じて学校給食に関する情報発信を積極的に行うことに加え、外部有識者等で構成される「守口市立学校給食安全安心検証委員会」から答申を受け、更なる改善に取り組みます。

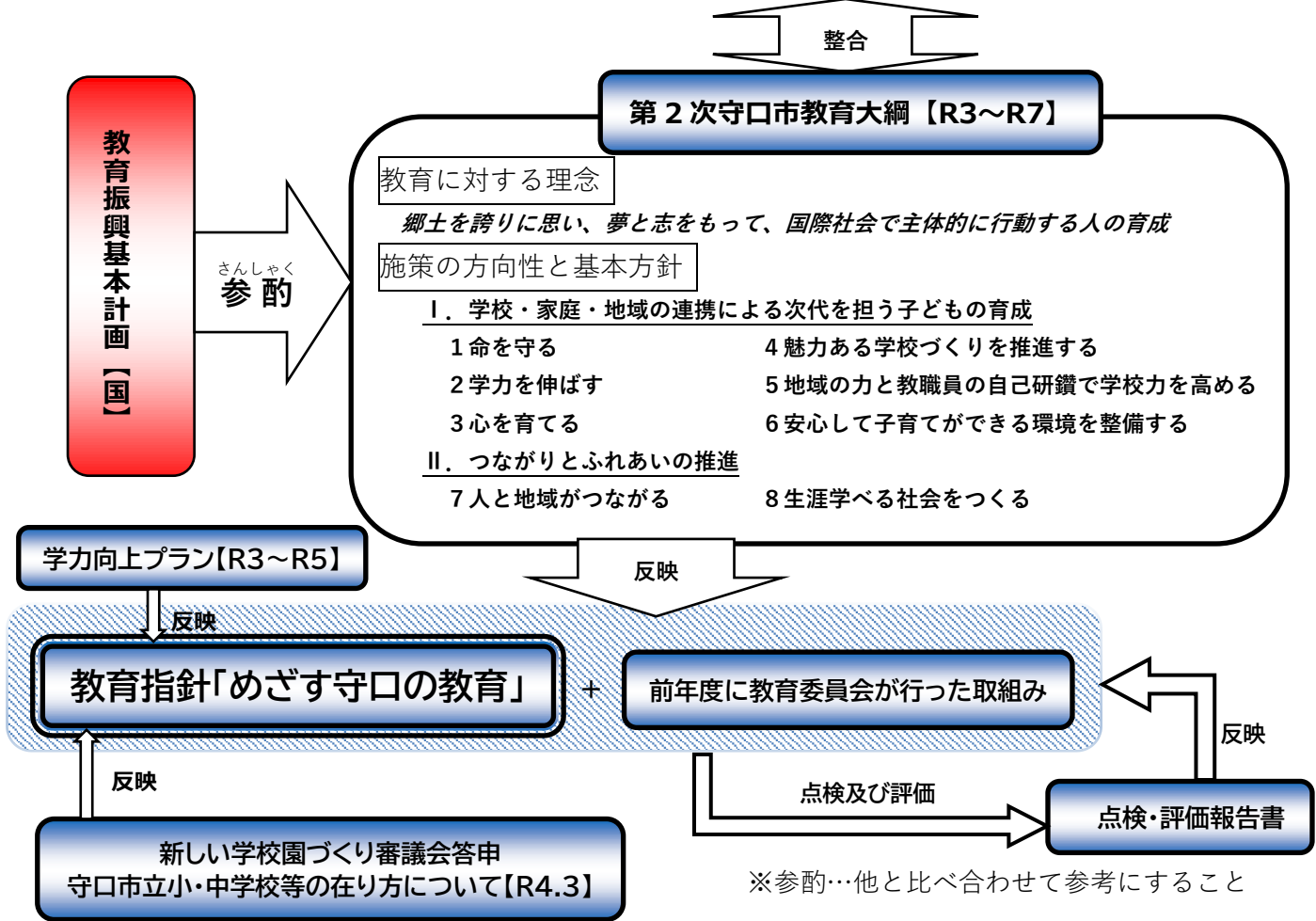
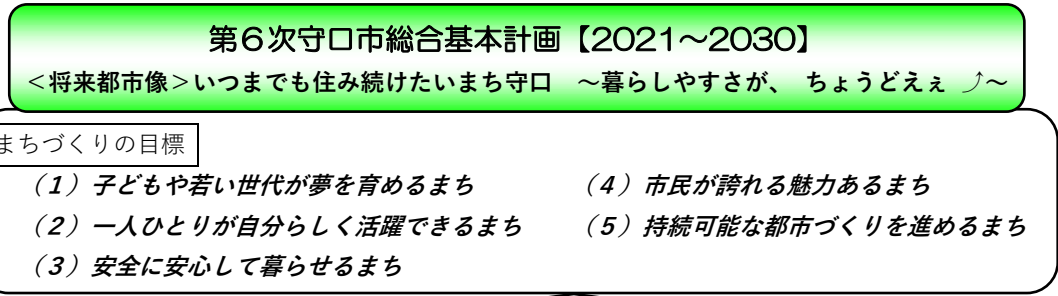
□ 「学校における働き方改革」の推進

学習指導要領を確実に実施し、学校教育の改善・充実に努めていくため、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務できるよう、「第2期学校における働き方改革（全体計画）」に基づき、教職員一人ひとりが「勤務時間」を意識した働き方を進めるとともに業務の効率化及び分業化を図るため「スクール・サポート・スタッフ」や「部活動指導員」の配置、部活動の地域移行に関する研究等に取り組みます。

□ 社会教育の振興

守口市立図書館を核とし、市民への図書サービスをより一層充実させるとともに、守口市立学校図書館との連携を進めることで、児童生徒の図書を活用した学習機会の増加や学習課題の解決に向けた支援に取り組みます。また、市民が「集い・学び・交流する」社会教育の振興拠点としての充実を図るとともに、市文化財の展示や啓発を行います。

「めざす守口の教育」の位置づけ



3. 基本方針・重点項目

【基本方針1】命を守る ～たくましく生きる健康と体力づくり～

児童生徒の命を守る取組みは、何よりも大切なことであり、感染症対策をはじめ、学校の内外における事故や事件、災害や不審者等から児童生徒の安全を確保することが重要な課題となっています。同時に、児童生徒が自らをかけがえのない個として大切に、安定した心身で生活する力、強い不安やストレスにも対処できる力を、教育活動全体を通して培っていくことが求められます。

その土台となる心と体をつくるため、安全安心な環境整備等、児童生徒の生活環境の変化にともなう運動習慣・運動時間の減少、食の問題への取組みの充実を図ります。関係諸機関との連携を図りつつ、中学校区での連携を強化し、指導方法等の研究・実践の取組みを進め、すべての児童生徒の健康・体力づくりと安全・安心な教育活動の充実を図ります。

〔重点項目1〕健康・体力づくりの充実

児童生徒の健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を図るために、「体力向上アクションプラン」に基づいたR-PDCA※1サイクルにより、体育科授業における系統的な指導とともに、外遊びの充実など運動の機会を増やし学校の教育活動全体を通して、健康の保持・増進及び体力の向上に努めます。

また、運動部活動における生徒の心身のバランスのとれた発達を促す重要性を踏まえ、「守口市立中学校に係る部活動の方針」（令和元年5月策定）※2に則り、策定した「学校の部活動に係る活動方針」に基づき、運動部活動を適切かつ円滑に実施するとともに、生徒にとって望ましい部活動となるよう国事業を活用し、関係団体と連携の上、部活動の地域移行に向けた実践研究を継続実施します。

あわせて食習慣・運動習慣など生活習慣の改善については、家庭・地域と連携し、日常における実践を通して、児童生徒が生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培います。

（具体的な取組み）

- ① 児童生徒が調和のとれた生活習慣を身につけるための自己点検カードなどを活用した取組みの推進
- ② 児童生徒が自ら健全な食生活を送ることができるよう、食に関する指導の全体計画等の改善及びそれに基づいた取組みの推進
- ③ 児童生徒が運動の楽しさや大切さを感じ自ら進んで運動する習慣を身につけられるよう、授業づくり及び外遊び等の運動機会の設定



新体力テストの様子



小学校等の休み時間の様子

※1 【R-PDCAサイクル】：Plan（計画）、Do（実施・実行）、Check（点検・評価）、Act（処置・改善）のサイクルで、業務改善を行うシステムに、Research（調査・研究）を加えたもの。

※2 【守口市立中学校に係る部活動の方針】：スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）」及び文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）」、大阪府教育委員会が運動部と文化部を併せた「大阪府部活動の在り方に関する方針（平成31年2月）」を参考に策定した、部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な部活動の取組みに係る本市の方針。

【重点項目2】安全・安心な環境づくりの推進

災害及び万が一の事件、食物アレルギー等の事故、また、感染症に対応できるよう、学校の危機管理体制を充実します。学校の内外を問わず児童生徒の安全を確保するため、危機管理対応マニュアル※1等を不断に見直しつつ、不審者対応や救急救命法等の校内研修の実施等、学校の安全管理体制を確立するとともに、保護者や地域、関係諸団体の協力を得て、地域と一体となった取組みを行います。（具体的な取組み）

- ① 児童生徒が自ら、手洗い、咳エチケット、身体的距離の確保等の感染症対策を行うための継続的な指導
- ② 児童生徒が適切な避難行動をとることができるよう、避難訓練や「子ども安全・安心マップ」等を活用した取組み
- ③ 児童生徒が発達段階に応じて、AED※2を含めた心肺蘇生法等の応急処置を適切に実践する取組み
- ④ 児童生徒が日常生活において安全を意識した行動をとることができるよう、体育科授業における安全指導や交通安全教室等の取組み
- ⑤ 学校施設・設備の定期的な安全点検の実施
- ⑥ 家庭・地域と連携した登下校の見守りと通学路の安全点検の実施
- ⑦ 「食物アレルギー疾患対応マニュアル※3」を活用したアレルギー対応の徹底
- ⑧ 学校給食の安全・安心な提供の実現に向けた給食指導の実施
- ⑨ 「異物混入発生マニュアル」を活用した事案発生時の早期対応



給食準備の様子



登校時の見守りの様子

※1【危機管理対応マニュアル】：地域や学校の実情を踏まえ学校で危機管理を具体的に実行するために必要な事項や手順等を示すもの。

※2【AED】：自動体外式除細動器。平成19年度に、市立全幼稚園、小・中学校に設置。

※3【食物アレルギー疾患対応マニュアル】：平成27年1月、市教育委員会が策定。アレルギーに関する基礎知識、学校給食での食物アレルギー対応、緊急時の対応についてまとめたもの。平成30年4月に改訂版を発行。

【基本方針2】学力を伸ばす ～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～

小・中・義務教育学校においては、子どもたち一人一人が持続可能な社会の担い手として活躍することができるよう、変化を前向きに受け止め、人間ならではの感性を働かせ他者と協働して課題解決し、人生や生活、そして社会をより豊かなものにするための資質・能力※1の育成をめざします。

そのため、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の資質・能力の三つの柱をバランスよく育成します。

誰一人取り残さず、すべての児童生徒が自分に合った学習習慣を身につけ学力を伸ばしていけるよう、各学校の実情に応じた目標値を掲げ、R-PDCAサイクルによる「学力向上推進プラン」に基づく授業改善及び自学自習力の育成に向けた取組みを組織的な研究体制のもとすすめます。

その際、全国学力・学習状況調査や定期的な学習状況調査、日常的な学習評価等の結果から児童生徒個別の状況把握・分析を行うとともに、児童生徒及び教員アンケートをあわせて分析することにより、目標達成に向けた取組みの改善を着実にすすめます。また、ビデオ会議システムやクラウド※2等を活用したオンライン授業についても、日々の授業と連続するものにとらえ、デジタル教材や協働学習に適した機能・ソフトを効果的に活用するなどオンラインの特性を生かし、豊かな学びを実現します。

〔重点項目3〕 授業改善の推進

「主体的・対話的で深い学び」※3を通して、すべての子どもたちにとって「わかる」「できる」授業づくりに向け、授業改善を推進します。また、学習規律の確立・育成※4と関連させながら、校内の言語環境を整え、すべての教育活動において、思考力・判断力・表現力を育む観点から、「伝え合う力」「書く力」「読む力」等の言語活動の充実と言語能力の育成を図ります。

その際、学習用タブレット端末等のICT機器※5を効果的に活用し、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の育成を図るとともに、これまでの教育実践とのベストミックスを図りつつ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実した学習を展開していきます。

これらの取組みを学力向上推進教員が中心となり組織的な研究体制で進めることで、学年や教科等が変わっても児童生徒が安心して学べるようにします。

(具体的な取組み)

- ① すべての児童生徒が「わかる・できる」と実感できるよう、一斉授業においても「授業のユニバーサルデザイン※6」の3つの視点「焦点化」「共有化」「視覚化」を取り入れた授業づくりを組織的に進めるための研究体制の工夫
- ② 児童生徒が義務教育9年間の学びを積み上げられるよう、発達や学びを見通した指導を行うための中学校区ルール※7の活用・改善や「中学校区合同研究会」の実施
- ③ 児童生徒が自己肯定感や自己有用感を高められるよう、互いを認め合える学習集団づくり
- ④ 児童生徒が「伝え合う」「書く」「読む」力を高められるよう、すべての教科等において協働学習支援ツール等を活用した学習活動の設定
- ⑤ 児童生徒が情報や情報手段を自ら選択できるよう、発達段階に応じた情報活用能力の育成
- ⑥ すべての児童生徒が学び続けられるよう、学習意欲や学習効果を高めるオンライン授業※8の改善に向けた研究
- ⑦ 児童生徒が自ら最適な機能を使い主体的に学ぼうとする態度を身につけられるよう、学習者用デジタル教科書等の効果的な活用の研究
- ⑧ すべての児童生徒が個別最適な学びを実現できるよう、児童生徒個別の状況に合わせたきめ細かな指導を充実させるための少人数・習熟度別指導などの授業形態の工夫
- ⑨ 児童生徒が学習に必要な情報を得られるよう、学校司書等との協働・連携による各教科等における学校図書館※9機能の計画的な利活用
- ⑩ 夜間学級※10において生徒のニーズに合った学びを実現できるよう、生徒の実態や習熟の程度に応じた指導

※1 【資質・能力】：平成28年12月の中教審答申では、育成を目指す資質・能力の3つの柱として、「何を理解しているか、何ができるか（知識・技能）」「理解していること・できることをどう使うか（思考力・判断力・表現力等）」「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びに向かう力・人間性等）」が示され、新学習指導要領の基本的な考え方として整理された。

※2 【クラウド（サービス）】：手元のコンピュータで利用するデータやソフトウェアがネットワーク経由で提供されるサービス。

※3 【主体的・対話的で深い学び】：学ぶ意味と自分の人生や社会の在り方を主体的に結びつけていく主体的な学び。多様な人との対話や先人の考え方（書物等）で考えを広げる対話的な学び。教科等の特質に応じた見方や考え方を働かせて思考・判断・表現し、学習内容の深い理解につなげる深い学び。

※4 【学習規律の確立・育成】：「授業前に学習用具の準備を机の上に」など、きまりを守るだけでなく、「話し方」「聞き方」など、意欲をもって授業に参加する学習態度を児童生徒の内面に育むこと。

※5 【ICT機器】：電子黒板やパソコン等の情報通信機器のこと（ICTは、Information and Communication Technologyの略）。

※6 【授業のユニバーサルデザイン】：授業に特別支援教育の視点を取り入れることによって、すべての児童生徒が、楽しく「分かる・できる」授業づくり。



学校図書館を利活用した授業の様子



普通の授業の様子

-
- ※7【中学校区ルール】：9年間の系統的な学習規律や家庭学習の時間のめやす等を中学校区で統一し作成したスタンダードプラン等
 - ※8【オンライン授業】インターネットを利用した、授業の配信。また【オンライン学習】はインターネット接続を前提とした、学習用タブレット端末等を利用して行う学習。
 - ※9【学校図書館】：学校図書館法（昭和28年法律第185号）の第2条において定義。学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備
学校図書館は、次の3つの機能を有している。
 - 「読書センター」：児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、想像力等を育むための、自由な読書活動や読書指導の場としての機能
 - 「学習センター」：児童生徒の自発的・主体的・協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりするための機能、
 - 「情報センター」：児童生徒や教職員の情報ニーズに対応や、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力の育成に資するための機能
 - ※10【夜間学級】：平成29年3月の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」等の公布・施行により、個々の生徒のニーズを踏まえ、小学校段階の内容を含め生徒の年齢・経験等の実情に応じた教育課程の編成ができることが明確化された。

〔重点項目4〕 自学自習力の育成

すべての教科等において、児童生徒が自ら授業のふり返りや次時で取り扱う内容を家庭学習課題に設定するなど授業との連続性を意識し、家庭学習の充実や読書習慣の定着に向けて工夫します。日々の授業等では、児童生徒の家庭学習の成果を認める場や紹介する場を通じて、考えを深めたり広げたりすることで非認知能力を育成します。

その際、学習用タブレット端末等のICT機器やデジタル教材を効果的に活用しつつ、身につけた知識・技能を生かし、探究的・発展的な学びへとつながる学習を展開させます。これらの取組みを学校全体で組織的に進め、学年や教科等が変わっても児童生徒が自分に合った学習に取り組むことができるようにします。

加えて、民間活力を活用した土曜日学習会に参加している児童生徒の学習状況等の情報共有により、自学自習力の育成や学習のつまずきの把握に努めます。

（具体的な取組み）

- ① 児童生徒が自主的・自発的な家庭学習習慣を確立できるよう、定期的な会議等による教員や保護者・地域等の関わりの工夫
- ② 児童生徒が、授業との連続性を意識し、達成感や自己有用感を味わいながら取り組むことができるよう、教科や学年間の連携による家庭学習課題の工夫
- ③ 児童生徒が効率的・効果的に学ぶことができるよう、学習用タブレット端末を活用した家庭でのオンライン学習の推進
- ④ 児童生徒が自分に合った学習に取り組むことができるよう、市費教員^{※1}や地域ボランティアの参画等による放課後学習会の充実
- ⑤ 児童生徒が読書の機会を増やすことができるよう、学校図書館の毎日開放の実施、読書通帳^{※2}の活用、家読（うちどく）^{※3}の推奨



放課後学習の様子



学校図書館前の別置

- ※1【市費教員】：市費により各中学校及び義務教育学校に1名配置し、国語・数学を中心としてきめ細やかな少人数指導の実施と家庭学習の定着に向けた支援を行う人材。
- ※2【読書通帳】：市立図書館において読書の記録をする通帳。
- ※3【家読（うちどく）】：「家庭読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味し、「家族みんなで読書をすることで、家族のコミュニケーションを図る」ことを目的にした取組み。決まったルールやスタイルはなく、各家庭に合ったスタイルをつくる。例えば、家族や身近な人と同じ本を読む、読んだ本の感想をみんなで話し合う、自分のおすすめの本を教え合う、家族や身近な人に本を読んであげる、など。

〔重点項目5〕 支援教育の充実

「障害者の権利に関する条約※1」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）※2」を踏まえ、合理的配慮を行うなど、発達障がい※3を含めた障がいのある児童生徒が、その可能性を最大限に伸ばし、将来自らの選択により積極的に社会参加ができるように、きめ細かな教育を推進します。その際、中学校区での連携強化、障がいのある児童生徒たちの様々な課題に対応できるよう教職員の資質向上を図ります。

また、支援を要する児童生徒への効果的な指導をすすめるために、校内支援委員会等の校内支援体制を確立するとともに、指導内容・方法については全教職員が共通理解のもと、「ともに学び、ともに育つ」という視点を大切にしながら一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備します。

なお、交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要であることから必要な指導体制を整備します。

（具体的な取組み）

- ① 支援教育コーディネーター※4を中心とした定期的な校内支援委員会等の開催
- ② 児童生徒が自らの障がいにおける困難を主体的に改善・克服するための「個別の教育支援計画※5」及び「個別の指導計画※6」の作成及び活用
- ③ 「個別の教育支援計画※5」及び「個別の指導計画※6」に基づく、自立活動※7の実施と必要な時間数の設定や指導方法の工夫
- ④ 読み上げや拡大機能などのデジタル教材等を活用した各教科等の授業におけるきめ細かな配慮の実施
- ⑤ 医療的ケアが必要な児童生徒とその保護者が安心して学校生活を送るための学校看護師等の活用
- ⑥ 配慮を要する児童生徒や単独で行動することが困難な児童生徒が授業への参加と円滑な学校生活を送るための特別支援教育支援員及びスクールヘルパーの活用
- ⑦ 客観的かつ専門的な視点による手立ての充実に向けた、リーディングスタッフ※9等による訪問相談※10の計画的な活用
- ⑧ すべての教職員が児童生徒理解を深めるため、「気づきが支援のスタート※11」等を活用した校内研修の計画的な実施
- ⑨ 交流及び共同学習等を通じた障がい者理解教育の推進

- ⑩ 「接続期カリキュラム」等を踏まえた学校と認定こども園等との連携推進と発達の継続性を考慮した教育環境や指導方法の工夫
- ⑪ 障がい種別に応じた計画的な合理的配慮の提供と教育環境の整備



障がい者理解教育(車いす体験)の様子



障がい者施設との交流(花の苗植え)の様子

-
- ※1 【障害者の権利に関する条約】：あらゆる障害者の尊厳と権利と保障する条約として、2008年に国連総会で採択、日本においては2014年に発効。教育関係では「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度の確保」などを規定。
 - ※2 【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律】：平成28年4月1日施行。学校を含む行政機関では、障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止、障がい者に対する合理的配慮を行う義務が定められている。
 - ※3 【発達障がい】：自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）等の総称。発達障がいは、人によって、症状の表れ方が異なり、気づかれにくく、その原因を個人の性格やしつけの問題と誤解されることがあるが、円滑な対人関係をもつことや、周囲の状況を察知することが苦手だったり、読みや書きなど特定の課題だけが苦手だったりする特性がある。
 - ※4 【支援教育コーディネーター】：校内委員会を運営し、保護者との相談や学校外の関係諸機関や専門家等との連携・調整等を行う教員。
 - ※5 【個別の教育支援計画】：長期的な観点から、計画的、組織的な支援を行っていくために、本人や保護者の希望も踏まえ、学校、家庭、医療や福祉等の関係機関が、情報を共有し、支援の目標や内容を明確にするもの。
 - ※6 【個別の指導計画】：各教科や自立活動の指導において、一人一人の児童生徒の障がいの状態等に応じた、具体的な指導内容や指導方法を工夫した計画。
 - ※7 【自立活動】：障がいのある児童生徒が自立をめざし、障がいにおける困難を主体的に改善・克服するために行う、心身の調和的発達の基盤を培う活動。児童生徒一人一人の障がいの種類や程度等に応じて、具体的な指導内容を決定。
 - ※8 【交流及び共同学習】：障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動すること。相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉えて推進していく必要がある。
 - ※9 【リーディングスタッフ】：研修会の講師を務めるなど、市内において市の中核となって指導的な役割を果たす教員。
 - ※10 【訪問相談】：指導主事やリーディングスタッフ、大学教授等により、障がいのある幼児・児童生徒の指導方法について、各学校を訪問して、管理職や担任または保護者に助言を行う。
 - ※11 【気づきが支援のスタート】：平成21年3月に市教委が中心となり作成した支援教育冊子。支援を要する児童生徒が安心できる環境づくりと声かけの工夫や連携の方法等を掲載。

【基本方針3】心を育てる ～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～

「こども基本法^{※1}」が制定され、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、おかれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことが求められます。

この実現のため、人権尊重の教育及び道徳教育を充実し、社会体験や自然体験、交流活動やふれあい活動等、多様な社会的活動に参画する機会を確保するとともに、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会を確保します。また、自己肯定感や自己抑制力など児童生徒の豊かな人間性と社会性を育むため、中学校区での連携を一層強化し、指導方法などの研究・実践の取組みをすすめます。

〔重点項目6〕人権教育の充実

児童生徒たちが望ましい人間関係を築いて充実した生活が送れるよう、ありのままの自分を肯定的に認めること、自分らしさが好きになること、身近な人間関係の中で自分を価値ある存在と考えること、他の人を信頼することなどを培うため、「仲間づくり」や「学級集団づくり」等の取組みを充実させます。また、一人ひとりが互いに尊重し豊かな社会生活を送るため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）※2」「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）※3」を踏まえ、あらゆる偏見や差別をなくすよう、すべての教科・領域等を含めた日々の教育活動の中で、一人ひとりの児童生徒を大切に、学校の教育活動全体を通して、人権意識の醸成と人権教育の充実を図ります。

加えて、児童生徒の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える児童虐待については、児童生徒の安全を最優先とした虐待通告を行います。また、児童虐待に類似したヤングケアラー※4等については、その特徴や実情を正しく理解するため、日頃から支援にかかる教職員の研修充実にも努めつつ、関係機関との連携強化を図ります。

（具体的な取組み）

- ① 児童生徒一人ひとりが自己的人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識、意欲、態度を身につける、指導計画等に基づいた、さまざまな人権教育※5に関する指導
- ② 学校全体の人権感覚を高めるための校内研修の実施と日々の教育活動全体における指導方法の工夫
- ③ 外国人児童生徒が母国の伝統文化に根ざした自己の確立と自己実現を支援するための取組み
- ④ 日本語指導を必要とする児童生徒が、学校生活や社会生活へ適応できる、特別の教育課程の編成、通訳やICTの活用による支援
- ⑤ 児童生徒が相談しやすい「相談窓口」の設置と周知方法の工夫



「守りで☆ワールド」の様子



「仲間づくり」「学級集団づくり」の様子

- ※1 【こども基本法】：令和5年4月1日施行。こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、6つの基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映などの基本的施策を定め、これらこども施策を総合的に推進することを目的とするものです。
- ※2 【本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律】：平成28年6月3日施行。本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とするものです。
- ※3 【部落差別の解消の推進に関する法律】：平成28年12月16日施行。部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざしたものです。また、解消のための施策として、国及び地方公共団体は、相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることを規定しています。
- ※4 【ヤングケアラー】：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
- ※5 【さまざまな人権教育】：「人権教育の指導方法等のあり方について[第三次とりまとめ]」に示されている女性、児童生徒、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者、ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害、加えて日本人拉致問題、LGBTQ等の個別的な人権課題を視点においた人権教育。

〔重点項目7〕道徳教育の充実

豊かな人間性を育むために、社会生活のルールはもとより正義感・倫理観、自らを律し人を思いやる心、郷土や国を愛し誇りに感じる心等を身につける取組みをすすめます。また、夢や理想の実現に向かって生きる力、志をもって自立していく力の育成を図ります。特に「特別の教科 道徳※1」では、「考え、議論する道徳」の実現に向け、指導と評価を一体化させた授業改善と教育活動全体を通しての道徳教育の推進に努めます。加えて、自然体験・ボランティア活動等の社会体験や郷土の文化伝統に親しむ活動を充実します。

(具体的な取組み)

- ① 道徳教育推進教師※2を中心とした全体計画・年間指導計画に基づく取組みの推進
- ② 「道徳の教科書」・副教材・体験的な活動等を効果的に組み合わせた指導方法の研究
- ③ 指導方法の改善に生かすとともに児童生徒の成長につながる道徳科の評価
- ④ 「道徳科」の授業公開や地域人材の活用による家庭・地域との連携促進
- ⑤ 「郷土学習もりぐち学」等を活用した各教科等での我が国や郷土の伝統・文化に関する教育の充実



クリーンアップ作戦の様子



校区巡りの様子

-
- ※1 【特別の教科 道徳】：学習指導要領の一部改正により「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」（道徳科）として位置づけられることとなった。小学校は平成30年度、中学校は平成31年度より全面实施となっている。
 - ※2 【道徳教育推進教師】：道徳教育の推進を主に担当する教師として平成21年度より置く。小中学校において、道徳教育の指導計画の作成など、学校の中心となって道徳教育を推進、充実する教員。
 - ※3 【郷土学習もりぐち学】：児童生徒が、郷土である守口市への愛着と誇りを深め、市民としてのふるさと意識（参画・定住）を育むため、従来の社会科のみならず、各教科や道徳、総合的な学習等においても幅広く守口市について学ぶとともに、郷土芸能の体験学習等も合わせたデジタル教材。

〔重点項目8〕生徒指導、キャリア教育の充実

すべての児童生徒が、自分のやりたいことを見つけ、将来への夢やあこがれを抱き、志をもって主体的に自らの人生を切り拓いていくことができるよう、発達段階に応じて必要な力や意欲を養うキャリア教育※1等の取組みを系統的にすすめます。その際、すべての児童生徒が自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送るよう、日頃より児童生徒理解に努めつつ、意識調査を活用した自己肯定感・自己有用感を高める生徒指導の充実に取り組みます。

また、いじめ・不登校※2をはじめとする生徒指導上の様々な課題解決のため、生徒指導主事を中心とした校内体制を有効に機能させ、市・学校いじめ防止基本方針※3等に基づく取組みをすすめます。その際、中学校区内での連携強化、スクールソーシャルワーカー※4・スクールカウンセラー※5や外部機関の効果的かつ組織的な活用を行い、総合的に課題をとらえ、未然防止と早期対応に取り組む生徒指導・支援体制を充実します。

(具体的な取組み)

- ① 児童生徒が振り返りや自己評価を通じて自己の将来等に関して主体的に考えることができるよう、キャリア・パスポート※6の効果的に活用した取組み

- ② 児童生徒がよりよい学校生活づくりに参画する態度を身につけることができるよう、中学校区における児童会・生徒会による自治的活動等の推進
- ③ 地域や大学、就学前施設等との協働による交流活動や体験活動の実施及び中学校等の職場体験活動や社会人講話の実施、地元企業等の出前授業の活用
- ④ チーム学校※7による生徒指導体制を充実させるための校内研修の実施
- ⑤ 生徒指導上の諸課題に対し、「専門職の役割及び活用に関するガイドライン」に基づくスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の活用の徹底
- ⑥ 児童生徒がいじめ防止の意義を理解し、適切な判断・行動ができる力を育む集団づくりや個別指導
- ⑦ 不登校児童生徒の社会的自立に向けた、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや学生フレンド、適応指導教室、教育専門相談員等の活用及びフリースクール等の民間教育施設等との連携
- ⑧ 暴力行為等に対する小学校・義務教育学校前期課程からの毅然とした指導の徹底
- ⑨ 関係諸機関と連携した非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催
- ⑩ 「いじめホットライン（市教育センター）」等の相談窓口の周知
- ⑪ SNS 等によるトラブル防止に向けた専門家や「SNSノートおおさか」等を活用した情報モラル教育の一層の推進
- ⑫ 学習用タブレット端末からのキーワード検索（自殺・家出等）へのフィルタリングによる見守り



市生徒会交流会の様子



守口警察による非行防止教室の様子

-
- ※1 【キャリア教育】：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現させようとする教育。
 - ※2 【不登校】：何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあること。
 - ※3 【市・学校いじめ防止基本方針】：いじめ防止対策推進法を受け、市・学校が実情に応じ、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めたもの。
 - ※4 【スクールソーシャルワーカー】：社会福祉に関して専門的な知識・経験を有し、社会福祉士の資格を有する者及びそれに準ずる者。不登校や課題を抱える児童生徒に関する状況把握をし、ケース会議等により見立てをもとに、学校・保護者・関係諸機関との円滑な連携のため調整・連絡を行う。
 - ※5 【スクールカウンセラー】：全中学校区及び2小学校に1名ずつ配置され、児童生徒のケア、保護者等の悩みの相談や教職員が援助方法等の検討を行うにあたって、中心的な役割を果たす臨床心理士等。
 - ※6 【キャリア・パスポート】：児童生徒が、小学校から高等学校までの特別活動をはじめとしたキャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを記述し振り返ることができるポートフォリオ的な教材
 - ※7 【チーム学校】：地域社会の様々な人たちが学校の教育活動に参画し、適切なカリキュラムマネジメントの下で教職員と協働すること「生徒指導提要（令和4年12月文部科学省）」
【生徒指導提要】：小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として文部科学省が平成22年に作成。令和4年12月に改訂。

【基本方針4】学校力を高める ～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～

複雑化・多様化した教育課題を解決していくため、校長はリーダーシップを発揮し、学校の組織や業務の在り方などを見直すことで、教職員や各種支援員等が適切に役割を分担し、連携・協働しながら課題の解決にあたる体制の構築に努めます。

また、学校運営協議会を通じて、学校・家庭・地域の協働体制を構築させ、教育課程の改善や学校支援活動の活性化を図ります。これらを通して、教職員が授業や担当分野の専門性を高める時間を確保しつつ、今日的課題に対応した教育の研究・実践をすすめていくことで、教職員の資質向上に努め、学校力を高めます。

加えて、センターサーバ^{※1}やクラウドを活用し、誰もが日々の授業改善等に生かせるよう、優れた教材等を全教職員で共有する仕組みの充実を図ります。

〔重点項目9〕学校経営の改善

校長は「めざす守口の教育」に沿い、中学校区教育の視点をもって、教育目標や経営方針及び学力向上等の個別課題に対し実情を踏まえた目標設定を行い、明確なビジョンと具体的方策を「学校教育計画」に明記します。それらを、学校運営協議会やホームページ等を通じて家庭・地域と共有し、教育目標の達成に向け、「地域とともにある学校づくり」を展開していきます。また、成果と課題、課題解決の方策を明らかにし、R-PDCAサイクルにより学校経営の改善に取り組みます。

また、ホームページ等を活用した積極的な情報発信を行うとともに、学校・保護者双方の負担軽減等に向けて、学校・家庭間の連絡手段や各種申請書のオンライン化を進めます。

(具体的な取組み)

- ① 迅速・的確な対応ができる組織力の向上に向けた校長のリーダーシップの発揮
- ② 首席^{※2}の活用や事務職員の校務運営への参画による学校運営体制の強化
- ③ ホームページ等を活用した積極的な情報発信
- ④ 学校・保護者双方の負担軽減及び連絡の迅速化をめざした学校・家庭間デジタル連絡ツールの積極的な活用
- ⑤ 社会の進展に対応した教育の推進に向けた、大学・企業・市民団体・NPO等の多様な人材の活用
- ⑥ 学校運営協議会の活用による工夫ある教育課程の実施と学校支援活動の活性化
- ⑦ 学校運営協議会による学校関係者評価を踏まえた取組みの改善・充実



出前授業(SDG's)の様子



学校支援活動の様子

※1 【センターサーバ】：各学校設置であったファイルサーバを令和元年度にデータセンター形式で集約したもの。市内全域で共有ファイルサーバとして利用が可能。

※2 【首席】：校長の学校運営を助け、その命を受け、一定の校務について教職員のリーダーとして組織を円滑に機能させるとともに、その校務を着実に遂行していく上で、他の教職員に対して、必要な指導・総括にあたる職。小・中学校は平成19年度から配置。

〔重点項目 10〕 教職員の資質向上・研修の充実

変化の激しい時代において、学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、主体性を発揮しながら、個別最適な学び、協働的な学びにより、教職生涯を通じて学び続けるといった、新たな教師の学び※1を実現するため、管理職と連携しながら組織的・継続的な研修を実施します。また、研修履歴を記録し、その記録に基づき教職員への指導助言を行う仕組みを整備し、教職員の資質向上を図ります。研修については、教師に求められる資質能力※2を育成するため、「大阪府教員研修計画※3」「大阪府小・中学校事務職員研修計画※4」を踏まえて計画的に実施します。また、教育公務員としてふさわしい行動がとれるよう、綱紀の保持を徹底するとともに、不祥事防止に向けた取組みを継続的に実施します。

(具体的な取組み)

- ① 教職員の資質向上を図るため、研修受講履歴の活用
- ② 児童生徒の内面を理解し、個に応じた対応を心がける児童理解と人権感覚を高めるため、計画的な教職員研修の実施
- ③ 授業力（ICT活用指導力を含む）の一層の向上のための課題に応じた校内研修の実施
- ④ 専門的な知識・経験を有した外部講師や指導教諭※5やオンライン等の活用による多様な研究・研修の推進
- ⑤ 自己点検と客観的評価による教職員の資質向上のための評価・育成システム※6の活用
- ⑥ 発達段階の継続性を考慮した指導方法の工夫のための学校と認定こども園等との合同研修会の開催
- ⑦ ハラスメント・体罰禁止や個人情報の保護等、法令の遵守を徹底するため、「不祥事防止に向けたワークシート集」※7等を活用した取組み
- ⑧ 指導が不適切な教職員等の把握及び適切な支援と指導



授業研究(参観)の様子



市教職員研修の様子

-
- ※1【新たな教師の学び】教員免許更新制の廃止に伴い、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年7月1日、令和5年4月1日施行）が定められ、新たな研修制度が実施される。新たな教師の学びを実現していくために、研修履歴とプラットフォーム（研修コンテンツの収集・整理・提供システム）を活用することが明記されている。
 - ※2【教師に求められる資質能力】令和3年中央教育審議会答申において、①教職に必要な素養、②学習指導、③生徒指導、④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応、⑤ICTや情報・教育データの利活用と示されている。
 - ※3【大阪府教員等研修計画】：教育公務員特例法（平成29年4月1日一部改正）により、大阪府教育庁と教員養成大学等で構成する大阪府教員育成協議会が策定した、養成・採用・研修を通じて、一体的に教員の資質・能力の向上に取り組むための指標（平成30年3月策定）とすべての教員の計画的な研修受講に向けた研修計画が掲載されたもの（平成31年3月改訂）
 - ※4【大阪府小・中学校事務職員研修計画】：大阪府教育センターが、小・中学校事務職員に必要とされる資質・能力を経験や職責に応じて整理した「OSAKA小・中学校事務職員スタンダード」とそれにもとづきキャリアステージに応じた必要な研修内容を体系化した「小・中学校事務職員研修の実施体系」が掲載されたもの（平成31年1月策定）
 - ※5【指導教諭】：学校に配置され、校長の命を受け、専門的な知識や経験を活用し、教員の育成、研究・研修支援、地域連携の職責を担う。小・中学校は平成19年度から配置。
 - ※6【評価・育成システム】：教職員が学校の目標を共有し、その達成にむけた個人目標を主体的に設定し、校長等の支援を得ながら目標の達成に取り組む、自己点検と校長等による評価、取組みの改善を行うことにより、教職員の意欲・資質能力の向上、教育活動の充実及び学校の活性化に資することを目的として、すべての教職員を対象に平成16年度から実施。平成19年度から評価結果を給与に反映。
 - ※7【不祥事防止に向けたワークシート集】：令和2年2月に大阪府教育庁が不祥事防止に向けて作成した、過去の不祥事を類型化した事例集

【基本方針5】生涯学べる社会をつくる ～学びときずなを深め、豊かな心と生きる力、地域力が育つまちの実現～

市民の学びをひろめ、人と人の絆を深め、心豊かな生活を実現し、自立して生きる力を養い、助け合い、活力のある地域づくりを目指します。

〔重点項目11〕社会教育の振興

社会環境の変化に伴い、地域における人と人のつながりや連帯感、支え合いの意識が希薄化してきている中で、自らの課題を自らで解決できる自立した個人や、他者と協働しながら主体的に地域社会の課題解決を担うことができる地域住民の育成を支援します。加えて、各中学校区等に設置された「学校運営協議会」などが各地域のコミュニティと連携・協働し、地域のきずなづくりと地域の教育力の向上を図れるよう支援します。

また、守口市立図書館を核とした図書サービスの充実と市民の課題解決への支援を図るとともに、青少年健全育成活動への支援をはじめ、心豊かで自立した社会教育の実現に寄与できることが期待されます。

さらに、市民の財産である文化財を次世代に継承していくための調査・研究を行い、心のよりどころとなるような文化資源として保存・活用する取組みを進めます。

(具体的な取組み)

- ① 学習機会・情報の提供
- ② 教育コミュニティの形成・支援
- ③ 市立図書館の蔵書数の拡充とレファレンスサービスの充実
- ④ もりぐち電子図書館の充実と図書サービス利用者登録の電子申請化
- ⑤ 学校図書館との連携強化及び児童生徒の学習の機会への支援
- ⑥ 子ども読書活動の推進
- ⑦ 青少年の健全育成を目的とする団体への支援
- ⑧ もりぐち歴史館「旧中西家住宅」の活用・啓発及び市立図書館での文化財の展示



市立図書館 外観



市立図書館



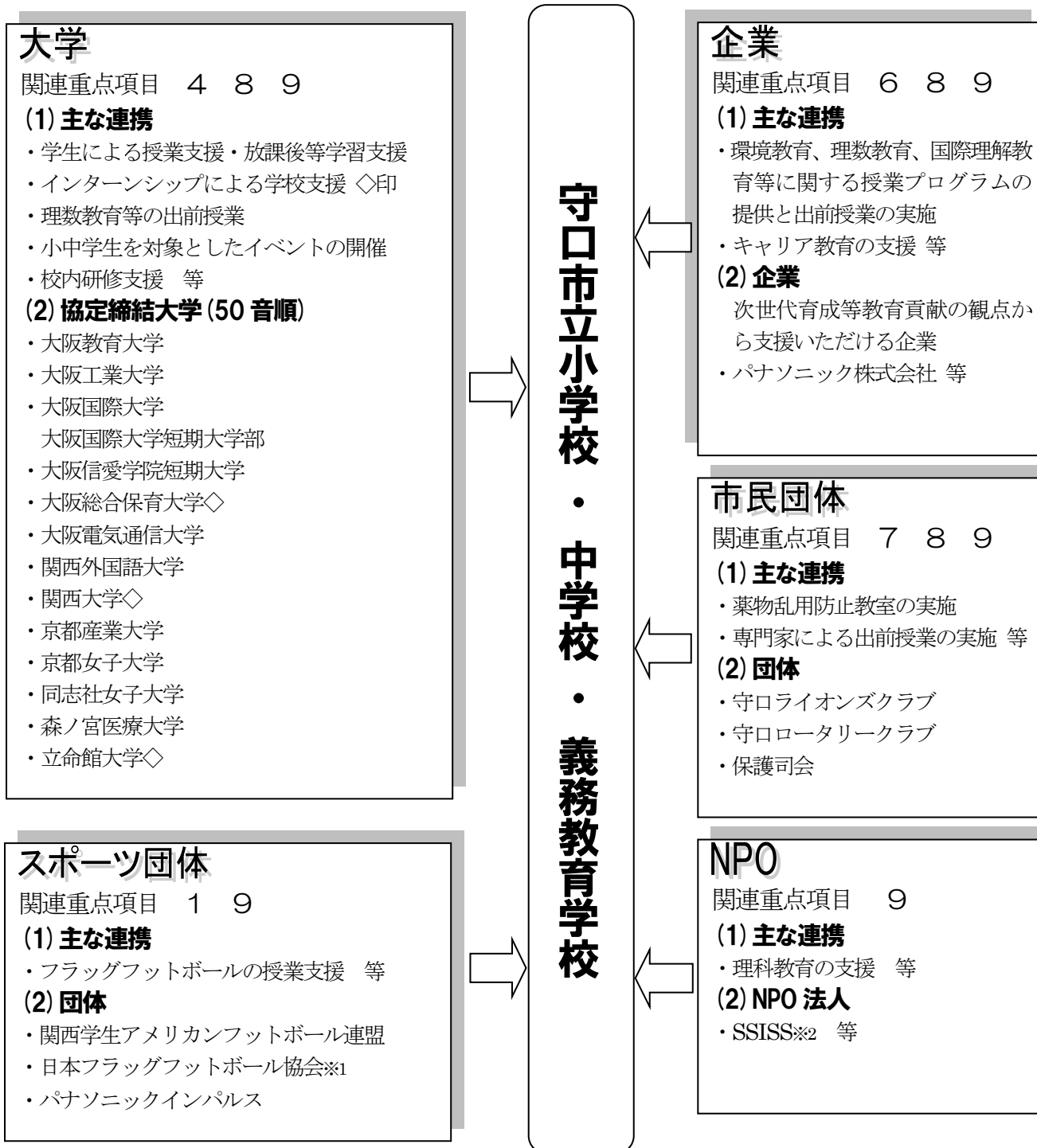
市立図書館 文化財の展示



もりぐち歴史館「旧中西家住宅」外観

大学・スポーツ団体・企業・市民団体・NPOとの連携

守口市教育委員会では、包括協定を結ぶ大学・スポーツ団体・企業・市民団体・NPO と連携し、守口市で学ぶ子どもたちの学力向上を図るとともに、環境教育・キャリア教育等社会の進展に対応した教育を積極的に推進します。



※1【日本フラッグフットボール協会】：フラッグフットボールの普及・次世代の育成・フラッグフットボールによるコミュニティの創造と活性化を図り、社会の発展に寄与することを目的とした団体。

※2【SSISS】：学校での理科教育支援と市民・社会への科学技術の考え方と知識の普及を行うため大学等の研究者が中心となり設立されたNPO法人。

令和3年度～5年度

も

っとOしたい
「学びに向かう力」

り

んきおうへんに対応
「思考・判断・表現力」

ぐ

んぐん身につく
「知識・技能」

ち

ーむでつくろう
「組織的な研究体制」

守口市学力向上プラン

本市では、「確かな学力」※1とともに、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」が、「生きる力」であるとの理念のもと、知・徳・体のバランスのとれた人格の完成をめざし、教育をすすめています。

全国学力・学習状況調査、市アンケート調査等より見えてきたこと※2

学力向上に向けた守口の子どもの課題

- 課題Ⅰ 学ぶ意欲の向上
- 課題Ⅱ 言語能力の育成
- 課題Ⅲ 自学自習力の育成
- 課題Ⅳ 非認知能力※3の育成

達成目標 <何ができるようになるか>

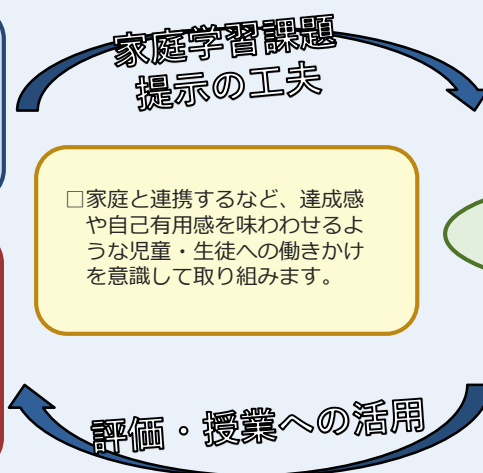
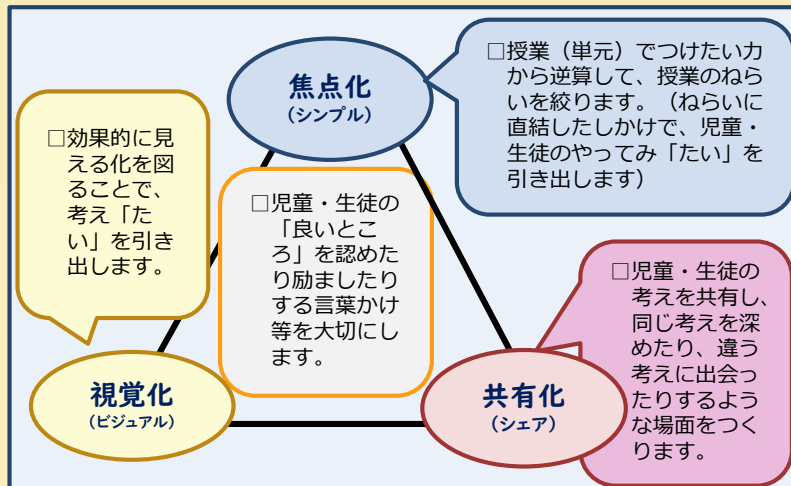
- ◆学習規律を身に付け主体的に学習する力を身に付ける。
- ◆課題に対して、意欲をもって取り組むことができる。
- ◆授業の中で思考し、他者とのつながりの中で、考えを深めることができる。
- ◆考えたこと・思ったことなどを、整理しながら読んだり、分かりやすく書いたり伝えたりすることができる。
- ◆家庭で自主的・計画的に学習する習慣を身に付ける。
- ◆読書に親しむ習慣を身に付ける。

学校の取組み

誰一人取り残さず、**すべての児童・生徒の確かな学びを保障**するために、**組織的な研究体制**のもと行う「**授業改善の推進**」・「**自学自習力の育成**」を2本柱として、**9年間を見通した**取組みを推進していきます！

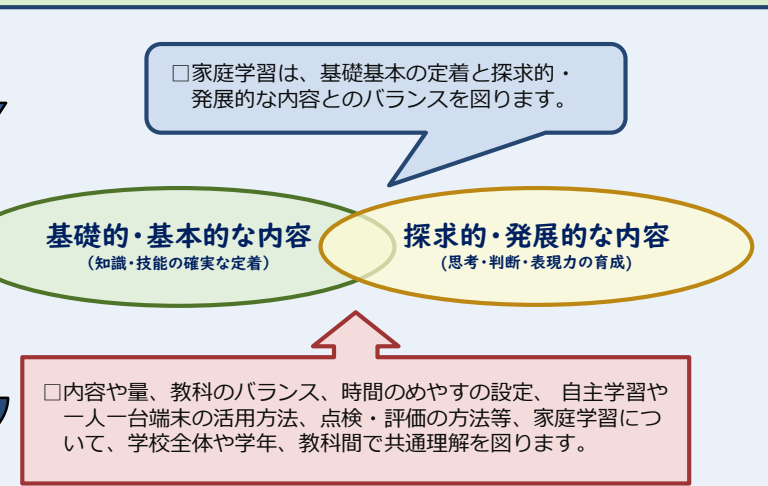
授業改善の推進

『主体的・対話的で深い学び』の実現
～すべての児童・生徒にとって、「わかる」「できる」授業づくり～



自学自習力の育成

学びに向かう力の育成に向けた家庭学習の充実
～知識・技能の定着、応用力・活用力の育成に向けた指導～



- ①すべての授業で「授業のユニバーサルデザイン」の3つの視点を取り入れます
- ②学校図書館の計画的な利活用をすすめます
- ③日々の授業の点検・改善機能を充実させます

- ①授業との連続性を意識した系統的な家庭学習課題を設定します
- ②読書習慣の定着を図ります
- ③日々の家庭学習の点検機能を確立します
- ④放課後等における学習会を開催します

2本柱を促進させるため ICT機器を効果的に活用します

1. 授業改善の推進

- 一人一台タブレット端末等のICT機器を効果的に活用した指導
- 学習履歴等を蓄積し分析を踏まえた、授業へのフィードバック
- 協働支援ツールを活用した、多様な考え方を生み出す課題解決学習の推進
- デジタル教科書等のデジタル教材の活用等

2. 自学自習力の育成

- AIDリルやオンライン授業等を活用した学習
- 読み上げ機能等のデジタル教材を活用した、個別最適化された主体的な学習

3. 調査

- 一人一台タブレット端末を活用した、アンケート等によるきめ細やかな状況把握等



2本柱を促進させるため 児童・生徒個別の状況を把握し、分析します

「学習につまずきのある子ども」及び「非認知能力※3が低い子ども」等の把握・分析を組織的に行い、取組みの改善につなげます。



【教育委員会の支援】※4

【学校運営協議会との連携】※5

【家庭・地域との協働】※6

※1 「確かな学力」の3つの要素(「学校教育法」より)

- ◆基礎的な知識・技能
- ◆知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力
- ◆学習に取り組む意欲

育成をめざす『資質・能力』(「学習指導要領解説」より)

- ◆生きて働く「知識・技能」
- ◆未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」
- ◆「学びに向かう力・人間性等」

※2 全国学力・学習状況調査・市アンケート調査等より見えてきたこと

- ◆授業改善や学習規律の育成に向けた取り組みは進んでいるが、引き続き必要である。
- ◆授業で学習した内容を普段の生活の中で活用しようとする子どもの割合が低い。
- ◆文章の構成や内容を捉え、自分の考えを明確にしながらかくむ力に課題がある。
- ◆与えられた条件に合わせて、理由や考えを整理して書く力に課題がある。
- ◆事象を数学的に解釈し、問題解決の方法を数学的に説明する力に課題がある。
- ◆話し合う活動で考えを深めたり広げたりすることができている子どもの割合が低い。
- ◆漢字の習得に課題がある。
- ◆知識・技能を活用して思考・判断・表現する力に課題がある。
- ◆家で自主的に学習する習慣や読書習慣に課題がある。
- ◆「自分にはよいところがある」、「将来の夢や目標を持っている」と肯定的に回答する子どもの割合が低い。

※3 非認知能力

テストでは測ることができない力のことで、粘り強く課題に挑戦する力(頑張る力・自己抑制・目標への情熱)、気持ちをコントロールする力(自尊心・楽観性・自信)、人と協調して取り組む力(社交性・敬意・思いやり)などがある。

※4【教育委員会の支援】

- ◆学力向上推進教員会議の開催
- ◆教職員研修の開催
- ◆校内研究支援、初任期教員・講師に対する授業支援
- ◆効果的な取り組みの紹介
- ◆デジタル教科書の整備
- ◆ICT機器(タブレットPC等)の整備と支援
- ◆少人数指導・補充学習を行う市費教員の配置
- ◆土曜日学習・放課後等学習支援事業(小・中学校等での民間活力を活用した学習機会の提供)
- ◆学校司書の配置
- ◆スクール・サポート・スタッフの配置
- ◆部活動指導員の配置

※5【学校運営協議会との連携】 ～「社会に開かれた教育課程」の 実現に向けた取り組み～

- ◆教育課程の改善に向けた意見
→出前授業の促進や地域人材の紹介
- ◆学校運営に関する評価
→学校が作成する「学力向上推進プラン」等
- ◆保護者・地域住民等による学校支援活動の促進
→学校支援ボランティアの募集と積極的な情報提供

※6【家庭・地域との協働】

- ◆規則正しい生活リズムの確立
→あいさつ、早寝・早起き・朝ご飯、運動、身の回りの整理整頓等
- ◆各家庭での児童・生徒への励まし
→学校生活についての言葉かけや読み聞かせ等の実施
- ◆学校支援活動による協働
→地域のボランティアによる、授業支援・学習支援体制づくり
- ◆PTA・地域諸団体との連携強化
→生活習慣育成に向けた取り組み
- ◆提携大学・企業等との連携
→多様な人材を活用した教育活動の充実

moriguchi city board of education



守口市教育委員会